

事、ハハハハ、ハ上級子事案スル事

(四) 備前職員ノ喪案スルコト (其ノ喪案ヲモイテハ半當ニ禮席スル

由木工ノ道具掛替イニモ一々日ニ付二回ニ禮席スルコト

六十正代以下ノ退職三四マモハ半當禮ニ差支ヘテモコト

組合ハ日給子日代ノ半當ニモスルコト

(五) 備前職員ハ一々日給本給ニモスルコト (其備前職員間中ニ禮席スル

由自令職員ニ一々半當ニモテ五日間ノ料給モ與ハルコト

(六) 自令常備金ニテ備前職員ハ半當ニモテ (其備前職員ニ)

スルコト

(七) 自令職員ノ出前期間モ半當ニモテ (其備前職員ハ半當ニモテ

由) 告々ハ今回ノ會社案モ半當ニモテ (其備前職員ニ)

スル

由) ハ職員ノ入會ノ喪案ニモ (其備前職員ノ喪案モ半當ニモテ

喪案

(九) 從業員ノ家族死亡ノ場合ハ三日間ノ全給ヲ支拂フコト同會葬者
ハ年功皆勤ニ差支ナキコト

(十) 從業員ニシテ現役トシテ入營中ノ年功ヲ會社規定ノ年功中ニ通
算スルコト

(十一) 勤務慣習ノ期間中ハ年功ヲ給與スルコト

(十二) 從業員中私病ニテ病院ニ行ク異議場合ハ年功皆勤ニ差支ナキ事

(十三) 雜工 (但シ運搬作業ニ從事スル者) 二年二回ノ被服費ヲ給與ス
ルコト

(十四) 衛生及ビ脱衣場ノ設備ヲ完全ニスルコト

午后三時二十分職工代表奥村甚之助外十一名ハ秋月専務ト會見シタ
専務ハ嘆願書ノ回答ヲ聞カナイ前ニ要求書ヲ提出スル事ハ我々ヲ無
視シ我々ニ對シ挑戦スルノデアルカラ要求書ニ對シテ回答スル事ガ
出來ナイ、又本日ノ如ク職工ガ忌業シテアル以上明日カラ臨時休業
スルト職工代表ニ云フタ